

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成13年5月23日
審査基準 障害者福祉センターの使用の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 2 施設、設備若しくは器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 3 その他管理上支障があると認めるとき。 ここで、「その他管理上支障がある」とは、1及び2の場合に準じるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。 つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。 また、障害者福祉センターの設置目的から判断して不適当な使用目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。			
変更日 平成18年4月1日			

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例第9条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成13年5月23日
審査基準 使用料の減免は、条例第9条の規定により、公益上特に必要と認めるかどうかについて審査し、決定する。 ここで、「公益上特に必要と認める」とは、障害者福祉センターの設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合などがあり、これに該当するときは減免の程度を全免とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が事務局を所管する福祉団体が使用する場合 (2) 障害者関係の福祉ボランティアが使用する場合 			
変更日 平成18年4月1日			

福祉 3 - 3

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成 13 年 5 月 23 日
<p>審査基準</p> <p>既納使用料の返還は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。</p> <p>1 災害その他使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより障害者福祉センター自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。</p> <p>2 使用前に使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は使用前 3 日までに使用許可の取消しを申し出たときは全額とし、使用の開始前までに使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			

福祉 3 - 4

許認可等の内容	印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例第 13 条第 1 項第 4 号		
担 当 課	障がい福祉課	処分権者	指定管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成 13 年 5 月 23 日
<p>審査基準</p> <p>1 印刷物、ポスター等の掲示又は配布等の行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>(1) 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</p> <p>(2) 障害者福祉センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、障害者福祉センターの用途、目的を妨げないと認められること。 具体的には、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における広報用ポスターの掲示などがある。</p> <p>2 物品販売等営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>(1) 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</p> <p>(2) 障害者福祉センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、障害者福祉センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、障害者小規模作業所等で製作された物品の販売、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における講師の著書の販売などがある。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			